

平成23年第5回太子町議会臨時会（第434回町議会）会議録

平成23年11月28日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	橋 本 恭 子
15番	中 井 政 喜	16番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽 一 郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言あいさつを申し上げます。

寒さ日ごとに加わってまいります、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成23年第5回太子町議会臨時会（第434回町議会）が開会できますことは、

町政伸展のためまことにご同慶にたえませ

ん。
本日招集されました臨時会に付議されます案件は、給与改定に伴う関係条例の改正であります。議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会のあいさつといたします。

町長。

~~~~~

### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

平成23年第5回太子町議会臨時会（第434回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成23年もあと一月少々となり、慌ただしい時節を迎えようとしています。そうした中、寒気も加わり、秋の終わりを感ずるところとなりましたが、議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会におきましては、人事院勧告に伴う条例案件1件につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。どうかよろしく願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時01分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第5回太子町議会臨時会（第434回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、平田孝義議員、吉田日出夫議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成23年度8月分及び9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承承願います。

次に、平成23年第4回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました災害に強いまちづくりと地域循環型経済対策を求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みでありますのでご了承承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第42号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題としま

す。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第42号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

去る9月30日、人事院より国家公務員の給与改定等についての勧告がございました。本年度の人事院勧告の主な内容として、1点目に民間給与との格差マイナス899円、マイナス0.23%を解消するため、50歳代を中心に40歳代以上の給与表を改定し、給料月額を引き下げることがございます。

また、民間との給与比較は4月を基準として実施されますので、その調整を図るため、12月期の期末手当において改定実施までに支給した給与については、4月給与に調整率マイナス0.37%を乗じて得た額に4月から改定実施月までの月数を乗じて得た額と6月期に支給した期末勤勉手当に調整率マイナス0.37%を乗じて得た額との合計額を減額することがございます。

2点目に、期末勤勉手当の改定の見送りがあります。

3点目に、給与構造改革における経過措置額の廃止であります。この勧告を受け、当町の給与においても同様の改正を実施するもので、給料の引き下げ、経過措置額の廃止を改正内容とし、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2条例を改正するものがございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) 議案第42号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成23年9月30日の人事院の勧告を受け、国においては政府・与党が国家公務員給与を平成25年度末まで平均7.8%削減する臨時特例法案の今国会成立を目指し、これが人事院勧告により引き下げ幅を内包しているものとして実施を見送っているところがございます。

しかしながら、当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものがございます。

本年の人事院勧告において、その骨子は俸給表を改定し俸給月額を引き下げること、平成23年11月までに支給した給与については12月期の期末手当で減額調整すること、また給与構造改革における経過措置額の段階的廃止でございます。これを受けて、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2条例を改正するものがございます。

それではまず、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、給料表の改正について別表第1を改め、50歳代を中心に40歳代以上の職員が受ける給料月額を改定いたしております。

改定率は、50歳代が在職する号給で最大マイナス0.5%となっており、40歳代後半層が在職する号給でマイナス0.4%、40歳代前半層が在職する号給で取れんされております。対象となる号給につきましては、2級、77号給、3級、61号給、4級、45号給、5級、37号給、6級、29号給以上であり、対象職員は99名、全体で月額約17万円の減となります。

次に、第2条一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について説明いたします。

これは、平成18年の給与条例の一部改正条例の附則第7項の改正であります。平成18年に実施された給与構造改革により給料表水準の平均4.8%の大幅な引き下げを行う一方、給料の基本給としての性格を考慮し段階的に実施していく必要があることから、新たな給料月額が旧給料表水準である平成18年3月31日に受けていた給料月額に昇給、昇格等により達するまでの間は新たな給料月額に加え、給料の切りかえに伴う経過措置としてのその差額を支給することとされております。

昨年度の給与改定では、現給との差額の基準となっている旧給料表水準も現行の給料表水準と同様引き下げていく必要があることから、この適用を受けている職員について、給与構造改革前の給料月額に100分の99.59を乗じて得た額を新たな支給月額としており、今回の給与改定においても減額する率をさらに100分の0.49を追加し、100分の99.1に改めるものでございます。

次に、第3条でございますが、給与構造改革前の段階的導入期間の終了に伴い、先ほど説明しました給料の切りかえに伴う経過措置として支給している差額を平成24年度は2分の1を減額して支給し、平成25年4月1日に経過措置を廃止するものでございます。ただし、平成24年度については激変を緩和する観点から、減額する額を上限1万円といたしております。対象職員は、12月現在で56名で、平成24年度で月額約32万円、平成25年度で月額約76万円の減額となります。

次に、附則第1条についてでございますが、条例施行日につきましては、平成23年12月1日からとしておりますが、第3条の規定は平成24年4月1日からとしております。

最後に、附則第2条でございますが、平成23年11月分までに支給した給与及び期末勤勉手当について、今回の改定が4月から行われた場合の影響額、平成23年12月の期末手当において減額調整することを規定したものでございます。対象職員の4月分給料、管理職手当、扶養手当、住居手当に調整率の0.37%を

乗じて得た額に4月から11月までの月数である8を乗じて得た額と6月期に支給した期末勤勉手当額に調整率の0.37%を乗じて得た額との合計額を12月期の期末手当で減額調整するものでございます。対象は、行政職給料表の引き下げ対象者と同一であり、この給料表を適用する職員全体の民間給与との較差である0.23%の総額を対象者で均等に負担するものでございます。

なお、給与改定及び4月からの影響額の調整に伴います12月支給分の期末勤勉手当は約170万円の減額となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時15分）

（再開 午前11時02分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました議案第42号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいております。

すので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 お手元にお配りしております委員会審査報告書をもとにご報告をいたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第42号。付託年月日、平成23年11月28日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年11月28日（月）午前10時18分から午前10時34分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、経過措置についての詳細な説明を求め、平成18年の給与構造改革で現給保障がなされたが、平成24年4月より56名の職員の調整額の支給を半減し、調整額の上限額を1万円とした。その後、平成25年4月より全面廃止となるとの説明を受けました。改正幅の金額の根拠を問いましたが、国家公務員の改定幅に準拠しているとの回答でありました。また、一般職と技能職の人数についても問いがありました。一般職193名、技能職2名との回答がありました。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。会議録につきましては、できた段階で希望者に配付いたします。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第5回太子町議会臨時会（第434回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時06分）

~~~~~

#### 議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の格別のご精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件を滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば師走となつてまいります。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成23年第5回太子町議会臨時会（第434回町議会）を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、付議案件につきまして適切に議決いただきましたこと、深く感謝を申し上げる次第であります。

日一日と冷え込みも厳しく、寒さ厳しい時節を迎えますが、議員各位におかれまして

は、ご健康に十分留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に当たりますのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 平 田 孝 義

署名 議員 吉 田 日 出 夫